

非課税メリットをフル活用した老後資金作り

新聞やテレビ、雑誌などで見聞きするにつけ、公的年金だけでは豊かな老後を過ごせない、と考える人が増えています。そのため、将来不安から自助努力による私的年金作りへの関心が高まっています。今回は、私的年金を作るための手段として注目されている「**確定拠出年金**」と「**NISA A(少額投資非課税制度)**」を見ていきます。

(加入対象が広がり関心が高まる確定拠出年金)

まず、確定拠出年金(DC:Defined Contribution Plan)は、現役時代に確定した掛金を納めて、その資金を運用し損益が反映されたものが、老後に受給額(年金か一時金)として支払われる仕組みです。「現在の掛金は確定、将来の受給額は未確定」です。

企業型と個人型の2タイプがあります。企業型は、導入企業が従業員のために掛金を負担し、従業員が掛金を上乘せする仕組みもあります。個人型は、DCを利用したい個人が掛金を負担します。勤めている会社に企業年金がない場合も個人型の加入者となれます。

実は2016年までは公務員や専業主婦など加入できない人がいましたが、2017年から加入できることになりました。このところテレビ、雑誌などで取り上げられることが多くなってきたようです。

運用商品は、元本確保型の定期預金や保険商品だけでなく、株式投資信託などの元本が確保されていない商品も選択できます。商品ラインナップは、DCのプランごとに異なりますが、国内外の債券や株式などを投資対象とする複数の投資信託が選べます。運用がうまくいくかどうかで将来の受取額が変動しますので、運用に伴うリスクは加入者が負うことになります。

将来の受け取り方法は、原則60歳以降に一時金または年金として受け取ることになります。

DCの最大のメリットは、税制上の優遇が多いことです。まず、拠出段階でメリットが受けられません。企業型の場合、企業の拠出する掛金から社会保険料や税金(合計して月給の20%前後)が差し引かれることはありません。個人型の場合、掛金の全額が所得控除になります。次の運用段階でも運用益には一切課税されません。さらに、将来の受取段階でも「一時金」での受取は退職金と同じ、「年金」での受取は公的年金と同じで一定額まで課税されない優遇扱いとなります。

通常の資産運用に比べますと、税制面で圧倒的に有利ですので、使える人は活用することをお勧めします。

(将来的に制度の恒久化が求められるNISA)

次にNISAを見ていきましょう。NISAは、2014年1月にスタートした少額投資を優遇する税制です。20歳以上ならだれでも開設できるNISA口座では、上場株式や株式投資信託などの配当や売却益について、一定の条件のもと、通常なら20%(このほかに、所得税額に2.1%の復興特別取得税が加算)かかる配当等への課税をしません。

一定の条件とは、①平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間に非課税口座を開設すること、②毎年の新規投資額は120万円(スタート当初は100万円)が上限であること、③新規投資の年から5年間を非課税期間とすることなどです。

NISAの利便性向上のため、金融庁を中心に検討が進められ、一步一步前進しています。さらに子どものために親が非課税で投資できるジュニアNISAも創設され、順次改善が進んでいます。

実は、元祖である英国ISAの「非課税口座開設可能期間と非課税期間」は、導入当初はそれぞれ「10年間と5年間」でしたが、普及が進み、制度の効果が確認できたことから、期間を設けない恒久的な制度(無期限化)となった経緯があります。

NISAも英国と同様に「10年間と5年間」の有期としてスタートしました。今後、普及が進み、恒久的な制度(無期限化)となることを期待したいところです。

ここまで2つの制度を見てきましたが、それぞれの特徴を一言でいえば、「**制約があるが老後資金作りに向いているDC**」と「**余裕資金を元に伸びやかな資産形成に向くNISA**」。利用できる人は、改めて加入を検討してみたいはいかがでしょうか。